

事 務 連 絡

平成 2 1 年 8 月 5 日

埼玉県理容生活衛生同業組合理事長 様

埼玉県保健医療部生活衛生課長

出張理容の届出の事務手続について（通知）

本県の生活衛生行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

先般、理容師法施行条例及び理容師法施行細則がそれぞれ改正されたことについては、平成 2 1 年 3 月 3 1 日付け生衛第 8 4 2 - 5 号にて保健医療部長から貴組合あてに通知されたところです。その条例改正により、出張理容の届出制度が新設されたことは既に御承知のことと存じます。

つきましては、届出手続の留意事項を下記のとおりお知らせしますので、貴組合員に周知方お願いいたします。

記

- 1 出張理容の届出の時期については、「あらかじめ」とされたところであるが、原則として、出張業務開始日の前日までに届け出ること。また、届出事項に変更がない限りは、出張理容の都度届出を行う必要はないこと。
- 2 出張理容の届出者は、出張を行おうとする理容師であるが、代理人が届出を行う場合にあっては、次に掲げる者が代理人として届出を行うことができる。

なお、この場合における届書の届出者の記載方法は、届出行為を代理して行う代理人の氏名及び住所を記載すること。

- (1) 出張理容を行おうとする理容師が理容所に所属している場合にあっては、その理容所の開設者（法人の場合にあっては、その代表者）

- (2) 出張理容を行おうとする理容師が、出張理容を催す団体（理容生活衛生同業組合及びその支部を含む。）に所属している場合にあっては、その団体の代表者
- 3 出張理容の届出書の提出先については、原則として主たる出張場所の所在地（さいたま市内及び川越市内を除く。）を管轄する保健所長に提出して行うものであるが、次に掲げる保健所長（さいたま市保健所長及び川越市保健所長を除く。）あてに提出しても差し支えないこと。
- (1) 出張理容を行おうとする理容師が理容所に所属している場合にあっては、その理容所の所在地を管轄する保健所長
- (2) 使用する器具等の洗浄消毒及び保管を行う場所の所在地を管轄する保健所長
- (3) 出張理容を行おうとする理容師の住所が県内の場合にあっては、その住所の所在地を管轄する保健所長
- 4 出張理容を行おうとする理容師 1 名につき、届出書を 1 枚提出すること。
- 5 その他
届出書の記載方法は、別添の記載例を参照すること。

担 当：環境衛生・ビル監視担当

電 話：0 4 8 - 8 3 0 - 3 6 1 3

F A X：0 4 8 - 8 2 4 - 2 1 9 4

